

令和5年度 医療法人恕風会介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員ベースアップ等支援加算に基づく取組み

医療法人恕風会では、介護職員処遇改善加算Ⅰ及び特定処遇改善Ⅰ、ベースアップ等支援加算を取得しています。

具体的な取組み内容については下記をご確認ください。

I. 介護職員に対する処遇改善加算支給に関する規定

1. 介護職員処遇改善加算規程
2. 介護職員等特定処遇改善加算規程
3. 介護職員ベースアップ等支援加算規定
4. 給与表

II. 介護職員キャリアパス及び研修計画表

1. 医療法人恕風会キャリアパス表

職 位	職責及び職務内容	任用要件	賃金評価
統括主任級	・主任級の職責に加え介護業務だけではなく、施設の運営や職場づくりにも携わる。 施設づくりや介護職員の育成等を行いよりよい環境を作っていく事ができる。	・介護福祉士資格 ・法人役員会で決定した者	役職手当 30,000円/月 給与表8-1級を適用
主任級	・専門職としての高度かつ適切な技術を身につけ、指導・育成等の役割を果たす。 他部門や地域関係機関との連携を行える。	・介護福祉士資格 ・法人役員会で決定した者	役職手当 20,000円/月 給与表8-1級を適用
副主任級	・チームケアの重要性を理解し、日常的にメンバー間の信頼関係を構築しつつ、課題の解決に組織的に取り組む。	・介護福祉士有資格 ・事業所内役職者で決定した者	役職手当 10,000円/月 給与表8-1級を適用
主事級	主任、副主任を補佐しチームリーダー補助や代理が出来る	・介護福祉士有資格	役職手当 5,000円/月

	る。	・事業所内役職者 で決定した者	給与表 8-1 級を適用
介護福祉士	介護職としての技術の発揮と 法人の理念と目標を理解し、 組織の一員として業務を確実に 行う。	・介護福祉士有資格	給与表 8-1 級を適用
初任者研修 修了者	法人の理念と目標を理解し、 組織の一員として業務を確実に 行う。	介護職員初任者研 修修了者	給与表 9 級を適用

介護支援専門員取得後、手当あり

2. 令和5年度の介護目標について

「災害や感染症など時代ごとに変わる環境を考え利用者様一人ひとりと向き合い安全と自立に向けた支援を行うと共に、職員一人ひとりの考え方や技術技能の向上を目指す」

3. 令和5年度研修予定（資質向上のための計画）

① 法人内研修

令和5年度「恕風会・清祥会」介護職研修計画

	日時	題	担当
第1回	R5年8月	未定	長浜ひまわり 川田晴美
第2回	R5年11月	未定	肱流苑 岡崎房子
第3回	R6年2月	未定	清祥会ひまわり 宇都宮美香

② 施設内研修

令和5年度「介護老人保険施設長浜ひまわり」研修計画

	日時	題（内容）
第1回	R5年5月	高齢者虐待①
第2回	R5年6月	緊急時の対応について
第3回	R5年7月	接遇について

第4回	R5年8月	身体拘束について①
第5回	R5年9月	ウイルス感染症
第6回	R5年10月	プライバシー保護及び倫理・法令遵守について
第7回	R5年11月	高齢者虐待について②
第8回	R5年12月	感染の予防及びまん延防止 (インフルエンザ、ノロウイルス、疥癬、新型コロナウイルス等)
第9回	R6年1月	事故の再発防止について
第10回	R6年2月	認知症の疾患及び認知症ケア
第11回	R6年3月	身体拘束廃止について②

③ 所外研修

全国老人保険施設協会

日時	題(内容)
R5年	第1回中堅職員研修会
R5年	第2回中堅職員研修会

④ 愛媛県老人保険施設協議会

令和5年度研修予定

日時	題(内容)	担当
R5年	未定	安全対策研修会
R5年	未定	事務長研修会
R5年	未定	栄養士研修会 I
R5年	未定	介護職員研修会

R5年	未定	看護職員研修会
R5年	未定	リハビリ研修会
R5年	未定	介護支援専門員研修会
R5年	未定	栄養士研修会Ⅱ
R5年	未定	通所リハビリテーション研修会
R5年	未定	支援相談員研修会
R5年	未定	看護師長研修会

4. 令和5年度資格取得支援（予定）

実務者研修参加者 現在は、3名程度
（費用助成及びシフト調整を行う）

Ⅲ. 昇給のしくみ

☆給与表により年1回昇給
介護福祉士
初任者研修修了者

Ⅳ. 職場環境等要件

入職促進に向けた取組

☆職場体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施

資質の向上やキャリアアップに向けた支援

☆働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修費の支給

両立支援・多様な働き方の推進

☆子育てとの両立を目指すための院内保育所の設置

腰痛を含む心身の健康管理

☆事故トラブル等における責任の所在明確化及びマニュアルの作成

☆短時間労働者も含め健康診断やストレスチェック

生産性向上のための業務改善の取組

☆タブレット端末の導入によるICT化を行った。

やりがい働きの醸成

- ☆利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
- ☆地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する。地域の児童や住民との交流の実施

V. 介護職員処遇改善加算について

1. 平成24年より給与のベースアップ及び昇給を行う。

VI. 特定処遇改善加算について

1. 全額一時金として次年度5月に支給
2. 介護福祉士で恕風会5年以上をA（経験技能のある介護職員）
3. 介護福祉士以外及び5年以内の介護福祉士をB（その他の介護職員）
4. 規程年収以下職員をC（その他の職員）
5. A、B、Cを4：2：1にて支給する。

VII. 介護職員ベースアップ等支援加算について

1. 令和5年度給与表の改定によりベースアップ及び昇給を行う。
2. 処遇改善手当の創設
3. ベースアップ及び昇給による賞与のアップ
4. 一時金での支給